

洲本市農業委員会 だより

NEWS

平成30年3月発行



会長の「開会あいさつ」から始まり、議事録議員の指名、
続いて議案が順番に審議されていきます。

毎回、慎重に、真剣に内容が審議され、許可等をするか否
かの意見が最終的に集約されます。

定例委員会開催の様子

(平成29年5月22日開催)



農地パトロール出発式

(平成29年8月22日開催)

昨年2月に完成したばかりの新庁舎の玄関前で、「農地パトロール出発式」を行いました。

委員の方々一人一人の表情からも、使命感や意気込みが伝
わってきます。

適切な保全管理で 農地を再生・生かしていきましょう！

見事に再生した、耕作放棄地の事例をご紹介します。
大規模な手入れを行い、素晴らしい農地に、生まれ変わりました!!



農地は、農産物の生産基盤であることはもちろん、洪水の防止や良好な農村環境の保全など、多面的な機能があります。この農地が耕作放棄されると、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生など、周辺農家の営農に支障を及ぼすだけでなく、農地の集積を進める妨げとなる場合があります。

かけがえのない農地を保全し、良好な農村環境を維持していくためにも、耕作放棄地の発生を防止し、解消を図っていくことが重要です。

◆ ご注意ください ◆

◆荒れた農地や十分管理されていない農地※を放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。

今から農地中間管理機構への貸付などの方策をご検討されてはいかがですか。

※課税の強化は、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き供されないと見込まれる農地」と「農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度と比し著しく劣っていると認められる農地」であって、農業委員会から勧告を受けた農地が対象です。また、農地中間管理機構に貸付ができる農地は農業振興地域内の農地に限られ、固定資産税の課税強化・軽減もその地域の農地のみが対象となります。

詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html

農業者の皆様へ



農業者年金に 加入しましょう!

農業者の方なら幅広く加入できます!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方なら誰でも加入できます。
農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

①
POINT

少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

(注)運用の結果得られる年金原資が積み立てた保険料を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

②
POINT

保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で自由に選択)、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直すことができます。

③
POINT

終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

④
POINT

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

- 支払った保険料は全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 保険料を農業者年金基金が運用して得られる運用益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

⑤
POINT

認定農業者など一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。



お問い合わせは、

洲本市農業委員会

もしくは

淡路日の出農協まで

洲本市農業委員会(洲本市本町三丁目4番10号).....	☎24-7628
淡路日の出農協洲本支店(洲本市物部三丁目5番27号).....	☎22-1120
淡路日の出農協鮎原支店(洲本市五色町鮎原南谷358番地).....	☎32-0170
淡路日の出農協都志支店(洲本市五色町都志256番地).....	☎33-0022
淡路日の出農協五色支店(洲本市五色町下堺962番地).....	☎35-0301

洲本市農地賃借料情報

平成28年1月から12月まで締結された農地の賃貸借における賃借料(10a当たり)は、次のとおりとなっております。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市全体	9,300円	15,000円	3,000円	119筆
旧洲本	9,400円	15,000円	3,000円	47筆
旧五色	9,200円	12,000円	3,000円	72筆

参考:なお使用貸借(無償)については旧洲本102筆、旧五色119筆、市全体221筆となっています。

違反転用したり、許可どおりに転用しなかつたら…

原状回復等の命令、罰則の適用があります。

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や現状回復等の命令がされる場合があります(農地法第51条)。
- 罰則の適用もあります(農地法第64条、同第67条)。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

- ①違反転用
- ②違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)



*自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会に相談してください。

相談と違反転用の通報はお近くの農業委員会に

農地転用の許可申請の受付は、市町村の農業委員会で行っています。農地転用に関する手続き等の疑問は、まず農業委員会に相談してください。

※なお、農地転用に関する相談や苦情については、国(農林水産省、地方農政局等)に相談窓口が開設されており、都道府県(農地・振担当部局)でも相談ができます。

- 農地に関する相談・農地転用に関する手続き等の疑問
- 違反転用(例:廃棄物の不法投棄)の通報・相談

農業委員会では毎月

- 5日 農事相談日(1月、6月は除く)
(その日が休日の場合は、翌日)
- 5日 申請書等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌日)
- 22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、前日)

農業委員会の窓口

- 〒656-8686
洲本市本町3丁目4番10号 ☎24-7628(直通)
洲本市役所 本庁舎3階 農業委員会事務局
〒656-1395
洲本市五色町都志203番地 ☎33-0160(代表)
洲本市役所 五色庁舎1階 地域生活課